



平成29年9月28日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

平成29年7月分 毎月勤労統計調査結果

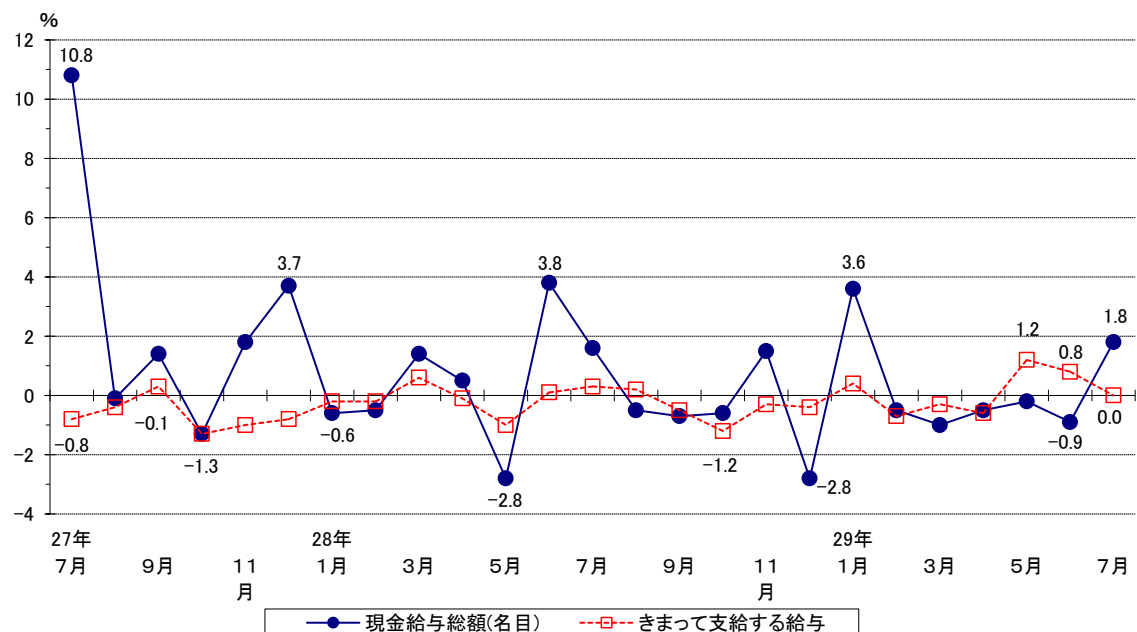
賃金

- ・7月のきまって支給する給与は、規模5人以上で246,271円、前年同月比6.9%増で、7ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では264,580円、前年同月比0.0%であった。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で352,286円、前年同月比7.0%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では411,585円、前年同月比1.8%増で、6ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	352 286	121.6	△4.9	7.0	246 271	3.7	6.9	227 875	6.9	18 396	106 015	7 077		
建設業	491 136	117.9	22.6	18.5	336 195	7.6	21.6	319 712	18.9	16 483	154 941	17 013		
製造業	491 455	148.5	35.7	5.2	276 917	1.6	4.1	243 103	3.6	33 814	214 538	13 671		
卸売業、小売業	265 029	125.2	7.5	11.9	189 524	5.3	8.9	181 487	8.7	8 037	75 505	12 405		
医療、福祉	323 334	103.8	△30.7	7.5	255 005	0.0	2.9	239 057	4.0	15 948	68 329	15 327		
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	411 585	127.4	△7.4	1.8	264 580	△1.2	0.0	240 856	0.4	23 724	147 005	7 707		
建設業	609 465	158.0	26.6	△0.2	315 829	△1.1	1.0	307 967	0.9	7 862	293 636	△4 394		
製造業	564 961	155.0	37.3	2.8	293 166	0.2	0.0	254 616	△0.1	38 550	271 795	15 197		
卸売業、小売業	284 147	146.6	20.5	16.3	178 370	△2.2	4.7	170 890	5.6	7 480	105 777	31 629		
医療、福祉	360 569	102.1	△37.2	1.3	292 356	△3.3	0.5	270 693	1.8	21 663	68 213	3 075		

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



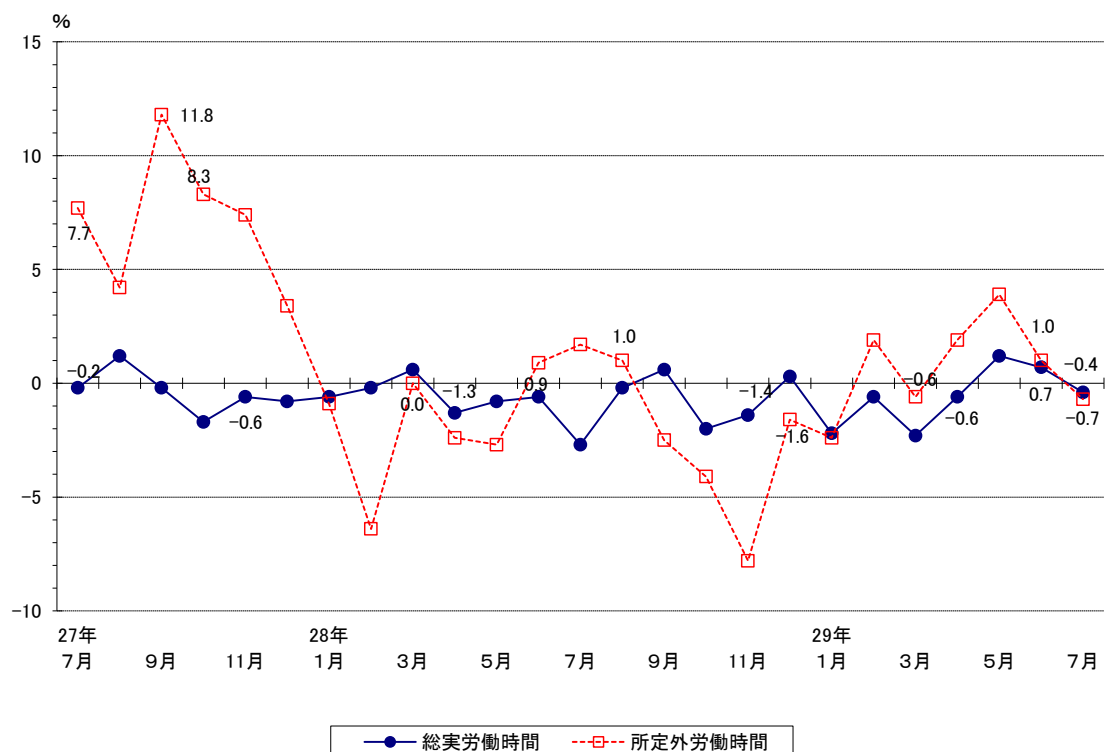
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で147.5時間、前年同月比2.5%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では152.6時間、前年同月比0.4%減で、3ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.5時間、前年同月比7.2%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では11.7時間、前年同月比0.7%減で、4ヶ月ぶりに前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数			
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】										
調 査 産 業 計	147.5	100.0	△1.1	2.5	10.5	0.0	7.2	19.3	△0.3	0.3
建 設 業	173.7	102.7	4.7	11.6	11.1	126.7	135.3	22.0	0.1	1.4
製 造 業	172.7	103.2	△2.0	1.3	17.9	1.2	6.0	20.5	△0.4	0.1
卸 売 業、小 売 業	131.0	98.3	1.3	4.0	5.6	19.2	39.3	18.6	△0.5	△0.3
医 療、福 祉	137.2	100.0	△3.3	1.1	4.2	△6.7	0.8	19.0	△0.2	0.4
【事業所規模30人以上】										
調 査 産 業 計	152.6	100.7	△3.2	△0.4	11.7	0.0	△0.7	19.4	△0.6	0.0
建 設 業	167.8	106.7	△2.5	4.6	6.5	△18.8	△19.1	21.7	△0.3	1.2
製 造 業	174.3	102.7	△2.2	△0.2	19.2	2.7	1.5	20.3	△0.4	0.0
卸 売 業、小 売 業	129.1	98.0	△4.5	△2.2	4.4	△4.4	△6.8	19.2	△0.8	△0.5
医 療、福 祉	143.6	101.3	△3.6	0.0	4.3	△2.3	△9.5	19.0	△0.6	0.1

図2 労働時間の動き（前年同月比）—規模30人以上・調査産業計—



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で664,385人、前年同月比0.2%減で、3ヶ月連続で前年同月を下回った。
また、規模30人以上では348,572人、前年同月比0.1%減で、3カ月連続で前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で28.0%となり、前年同月差0.3ポイント低下した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者				パートタイム労働者比率		労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム労働者比率	パートタイム労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	664 385	101.9	0.0	△ 0.2	32.3	△ 4.3	1.52	1.51
建 設 業	44 095	117.5	0.3	8.7	10.0	△ 6.0	1.22	0.95
製 造 業	174 220	99.3	0.0	△ 1.4	16.3	△ 2.9	0.89	0.88
卸 売 業、小 売 業	103 417	97.6	0.9	△ 0.9	55.1	△ 5.8	2.06	1.13
医 療、福 祉	87 899	98.3	△ 0.4	△ 1.0	29.8	△ 4.3	0.68	1.08
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	348 572	100.4	0.0	△ 0.1	28.0	△ 0.3	1.30	1.29
建 設 業	10 792	105.2	0.7	7.3	15.4	△ 4.5	0.99	0.33
製 造 業	124 163	98.4	△ 0.2	△ 1.9	13.4	△ 0.3	0.72	0.92
卸 売 業、小 売 業	37 918	94.9	0.5	△ 2.0	65.5	△ 2.5	1.66	1.22
医 療、福 祉	53 972	97.1	△ 0.9	△ 4.1	23.0	0.3	0.42	1.28

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

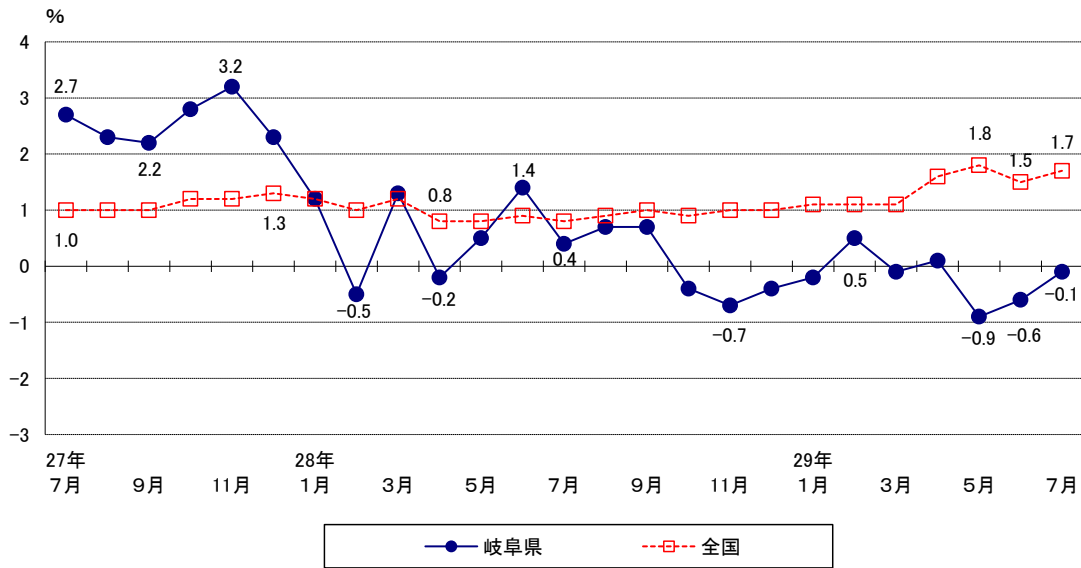
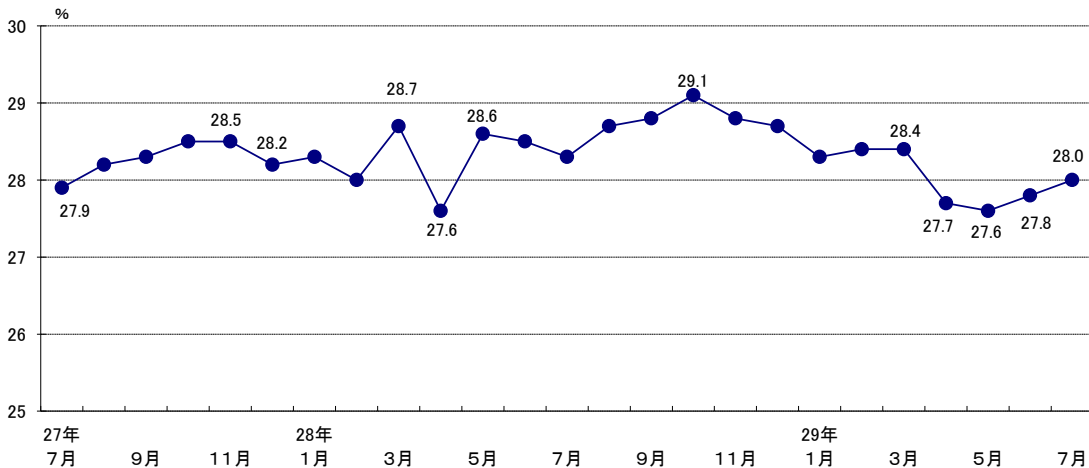


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分調査から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 5 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 6 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>